平成２５年（フ）第４３７号
岐阜市鏡島精華３丁目２番22―502号　コーポ日比野
債務者　梅田　有沙
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第９９号
三重県名張市東田原2590番地１　雇用促進住宅ミ4252名張宿舎２号棟108号室
債務者　長浦　正幸
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第２５１号
滋賀県大津市石山寺５丁目２番４号
債務者　片岡　成子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５２号
滋賀県大津市石山寺５丁目２番４号
債務者　片岡　陽子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６８号
滋賀県甲賀市土山町瀬ノ音965番地109
債務者　河井　正樹
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８４号
滋賀県栗東市川辺297番地６
債務者　植田　麻佳（旧姓中津）
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８８号
大津市松原町16番11号、前住所大津市唐橋町８番７―607号
債務者　佐々木ひろみ（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６４号
鳥取県鳥取市吉成508番地１
債務者　松尾　伸晴
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０２号
鳥取県米子市夜見町3066番地39
債務者　木下　美香
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第９５７号
広島市東区矢賀２丁目８番29―202号
債務者　堀江　節男
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０８３号
広島市佐伯区利松３丁目24番37号　岡田アパート２号室
債務者　横光　良明
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３６１号
愛媛県松山市安城寺町1742番地５　ＥＤコーポＮｏ．１―102号
債務者　高橋　澄子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２９号
愛媛県四国中央市三島中央５丁目８番27号、住民票上の住所愛媛県四国中央市上柏町96番地の６
債務者　今村　壽章
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第３６３号
高知市曙町２丁目３番40号　宮田ビル３Ｆ
債務者　吉田　　誠
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３７号
福岡県八女市本町199番地
債務者　山下　智明
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第４５号
福岡県八女市立花町兼松234番地
債務者　酒井　祐太
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第４３８号
大分県臼杵市野津町大字西畑5122番地
債務者　長野シゲ子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係